

一般財団法人 日本建築総合試験所
既存建築物耐震診断等判定委員会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本建築総合試験所(以下、「法人」という。)が既存建築物耐震診断等判定事業業務規程(以下、「業務規程」という。)第 2 条第 2 項及び第 4 条並びに第 5 条の規定に基づき設置する既存建築物耐震診断等判定委員会(以下、「判定委員会」という。)の組織及び運営について定めるものである。

(役割)

第 2 条 判定委員会は、既存建築物耐震診断等判定事業に関して、次の各号に定める判定業務を行う。

- 一 審査に関する基本事項の審議
- 二 申込案件毎に判定部会で審議された耐震診断及び耐震補強計画に関する検討資料の審査
- 三 その他判定業務に必要な事項の審議

(判定委員会)

第 3 条 業務規程第 4 条第 1 項の規定に基づく判定委員会は、業務規程第 5 条第 1 項の定めるところにより選任された委員 10 名程度をもって構成する。

- 2 判定委員会には、前項の委員の中から法人が選任する委員長 1 名を置く。
- 3 委員長は判定委員会を統括する。
- 4 判定委員会は、申込案件の審議及び既存建築物耐震診断等判定報告書(以下、「判定報告書」という。)(案)の取りまとめを、一案件毎に判定部会に付託する。
- 5 第 4 項の規定にかかわらず、申込案件が業務規程第 15 条第 2 項及び第 3 項の定めによる軽微な改定の場合には、事務局幹事会は、判定委員会及び判定部会審議を経ることなく、申込案件の判定報告書を改定することができる。

(判定部会)

第 4 条 業務規程第 4 条第 2 項の規定に基づく判定部会は、1 名以上の判定部会委員により構成する。

- 2 判定部会委員は、業務規程第 5 条第 2 項の定めるところにより法人が選任する。ただ

し、業務規程第5条第3項によるところの特殊な耐震診断あるいは耐震補強計画の内容に関して学識経験を有する専門委員については、法人が事前に選任し、判定委員会の承認を得る。

- 3 判定部会は、判定委員会から付託された案件について審議し、既存建築物耐震診断等判定報告書（案）の取りまとめを行う。
- 4 判定部会委員は、審議案件の審査結果を判定委員会において報告する。

（事務局）

第5条 判定委員会の事務局は、建築確認評定センター建築確認評定部業務管理課が行う。

（事務局幹事会）

第6条 事務局幹事会は、構造部長及び耐震耐久性調査室の担当職員で構成する。

- 2 事務局幹事会は、受付に際して業務規程第6条第1項によるところの資料の内容を確認する。
- 3 事務局幹事会は、判定部会委員を選任する。

（委嘱）

第7条 判定委員会委員、判定部会委員並びに第4条第2項ただし書によるところの専門委員は、別に定める「委員委嘱規程」に基づき委嘱する。

（任期）

- 第8条 判定委員会委員の任期は、別に定める「委員委嘱規程」に基づき2年とし、再任を妨げない。
- 2 委員の交代又は増員による場合の任期は、在任者の残任期間と同一とする。
 - 3 第4条第2項ただし書によるところの専門委員の任期は、委員委嘱規程第6の(1)の規定にかかわらず、業務規程第9条によるところの判定報告書または通知書を申込者に発行するまでとする。

（招集）

- 第9条 判定委員会は、委員長が招集する。
- 2 判定部会は、判定部会委員が招集する。

（定足数）

- 第10条 判定委員会は、出席委員が委員総数の2/3以上である場合に成立する。
- 2 前項において、書面その他により委任状の提出のあった委員は、出席したものと見なすことができる。

3 判定部会は、原則として判定部会委員全員の出席をもって成立するものとする。

(議決)

第 11 条 判定委員会の議事は、出席した委員の合議をもって議決する。

2 判定部会の議事は、出席した判定部会委員の合議をもって議決する。ただし、前条第 3 項において止むを得ない理由で出席できない委員は、審議内容について書面をもって表決するものとする。

3 判定委員会の委員及び判定部会の委員が自ら若しくは委員が所属する法人等が関わった案件については、委員は当該案件の審議には加わらないものとする。

(代行)

第 12 条 委員長に事故あるときは、判定委員会が判定委員会委員の中から委員長代行を選任する。

(付則 1) この規定は平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

(付則 2) この規定は平成 26 年 1 月 7 日から施行する。